

英国法の船舶融資契約の留意点

■ マックス法律事務所の松井・秋葉弁護士に聞く

日本の海事クラスターの海外展開に伴い、日本の金融機関や船主が英国法を準拠法とする船舶融資契約に関わる機会が今後増えていく見通し。慣れ親しんだ日本法に基づく船舶融資契約とは考え方が異なるため、知識不足や見落としから契約を結んだ後にトラブルになるケースもあるという。シップファイナンス分野で英国大手法律事務所と業務提携したマックス法律事務所の松井孝之弁護士と秋葉理恵弁護士に、英国法に基づく船舶融資契約をめぐる状況と契約を結ぶ際の留意点を聞いた。

■ 英国法は国際標準

—— 英国法に基づいた船舶融資契約の状況は。

松井「海事分野では、多くの日本船主が進出しているシンガポールも含めて英国法を準拠法とする契約がグローバルスタンダードになっている。ただ、日本企業では英国法は必ずしも浸透しておらず、船舶融資契約は今のところほとんどが日本流だ。今後はシンガポールに進出した日本船主が海外の銀行から融資を受ける場合など、日本船主が関わる契約でも英国法に基づくものが増えていくと思う。日本の金融機関による海外船主向けの融資も、シンジケートローンへの参加を含めこれから増えていくだろうが、その場合も英国法の契約になる。また、最近海外では金融機関による船主向け債権の譲渡が流行っているが、日本の金融機関でも新たな貸出枠をつくるために既存の債権を海外金融機関などに買いとってもらおうというオプションが出てくる可能性がある。日本法に基づく融資契約では海外の金融機関は買い取ってくれないので、そのようなオプションを考

えるのであれば英国法で融資契約をつくらざるを得ない。日本の金融機関の国内船主向け融資案件でも、シンジケートローンに海外の銀行が入ってくる可能性があり、そうするとやはり英国法での契約になる」

秋葉「抵当権に関しては、日本船主も多く利用しているシンガポールや香港などの船籍は英国法に準拠することになっているので、そういった船籍の場合は注意が必要だ」

■ 英国法の契約の特徴

—— 英国法に基づく契約は日本法に基づくものとはかなり内容が異なる。

秋葉「英国法に基づく契約の一番の特徴として定義がかなり多く、定義だけで20~30ページになる場合もある。ただ、定義を厚くしたからといって必ず安全というわけではない。細かく書いてあるから安全だろうと油断すると重要な部分を見落とすおそれもある。日本



(左から)松井孝之弁護士、秋葉理恵弁護士、赤地茂海事補佐人

法であれば文献を読めばわかるが、英国法ではそうはいかず、気付かないうちにミスをしてしまい契約が無効になることもある」

—— 英国法に基づく契約の特徴は。

秋葉「主に4つの特徴がある。まず『約因』(Consideration)と呼ばれる対価が必ず契約書の中で必要になる。1ドルでも1ポンドでもいいのだが、何かしらの対価と引き換えに契約に合意するという形にしないと契約が無効になってしまう。『懲罰』(Penalty)は、実際の損害を超える賠償を課すような条項は無効になるという考え方で、特に裸用船による船舶融資で問題になる。例えば、裸用船の途中で船主が代わった場合に残りの用船料を全て回収できると契約書に書いてあることがあるが、これは実質的にPenaltyに該当する。このような場合、通常取り返せるのは逸失利益程度だと思われるため、残りの用船料を全て回収するというのは明らかに損害を超えているとして無効になる。『補償』(Indemnity)は英国法の契約書によく出てくる言葉だが、契約書に定めた一定の要件が発生した場合、自動的に契約の当事者が相手に補償する義務

英国法に基づくシップファイナンス契約の特別な考え方

約因 (Consideration)	約因とは対価といわれるものであり、契約書にこの約因がない場合は、原則として契約は無効となる。
懲罰 (Penalty)	契約書において、損害を超える賠償を課す条項は無効になるという考え方。契約書に書いてあるというだけでは安心できない。特に裸用船による船舶融資で問題となる。
補償 (Indemnity)	いわゆる保証 (Guarantee) とは異なり、契約書に定めた一定の要件が発生した場合は、自動的に契約の当事者が相手に補償を行う義務が発生するという考え方。わが国の債務不履行とは考え方が異なる。
履行拒絶 (Repudiation)	三光汽船の倒産でも問題となった英国法の考え方。契約の当事者が履行拒否を表示した場合、相手方は契約をキャンセルして損害を賠償することができるという考え方。

償する義務が発生するという考え
方だ。いわゆる『保証』(Guarantee)
であれば主債務者が支払わない場
合に代わりに支払うが、そうでは
なく、契約書に定める要件が発生
したら賠償するというものだ」

松井「Indemnityは契約書で定め
る条件がそろったら有無を言わさ
ず賠償させるという考え方で、こ
れは日本法にはない。Indemnityと
いう言葉は商社の人もよく使っ
ているが、非常に恐ろしい言葉で、
日本企業がIndemnityの条項にサイ
ンして数億円の損失を出したとい
うケースもある」

秋葉「最後の『履行拒絶』(Repudiation)
は、契約当事者が履行拒否を表示
した場合、一方当事者は契約をキ
ャンセルして損害を賠償するこ
とができるという考え方。シップ
ファイナンスよりも用船契約で問題
になることが多く、三光汽船の倒
産の際も問題になった。例えば用
船者が用船料を支払わないと船主
に通知した場合、それを履行拒否
の表示とみなし、船主が用船契約
をキャンセルして船を引き揚げる
ことがこれに当たる」

—— 英国法に基づく契約での
トラブルの事例は。

松井「最近では、ある米国船社が
倒産した事例で、同社と日本のフ
ァインサーが結んだ英国法の契
約書の内容が不十分だったために
紛争になったケースがある。同じ
船社との契約で私が作成に関わ
った契約書は、英国の弁護士に事
前にチェックを受けていたため問
題にならなかった。用船契約では
多くのトラブル事例があり、例え
ば用船契約の解除通知が不十分
で後で紛争になったケースがいく
つもある」

■英国事務所の利用が得策

—— 英国法の契約を結ぶ際は
どこにアドバイスを求めるべきか。

松井「シンガポールなどに進出
した日本船主が海外の銀行から融
資を受ける際、海外の法律事務所
に依頼するやり方と、弁護士を使
わないで自分で考えるやり方
があるが、後者は非常に危険だ
と思う。日本の弁護士に依頼す
るといふ選択もあるが、英国法
と日本法ではやはり違う。日本
の司法試験の勉強をしてきた
弁護士では限界があり、英国
法に関しては本家本元の英国
の弁護士に依頼するのが賢明

だ。英国の法律事務所では、ス
ティーヴンソン・ハーウッド、ワ
トソン・ファーリー・アンド・ウ
ィリアムズ、ノートン・ローズ・フ
ルブライトがシップファイナンス
分野のビッグ3といわれている。
今回われわれが提携したスティー
ヴンソン・ハーウッドは海事紛争
チームが充実しているのが特徴で、
シップファイナンスに関してはシ
ンガポール、香港、ギリシャに支
店がある。スカンジナビアやドイツ
のマーケットにも伝統的に強い」

「英国の法律事務所と直接英語で
やりとりする場合はコミュニケー
ションの問題があり、慣れている
金融機関や船主であればいいが、
慣れていないとコストコントロール
ができなくなってしまうことも
ある。今回われわれが英国法律事
務所と提携したのは、日本の金融
機関が英国法の契約書をつくる際
のベストチョイスを提供するため
だ。秋葉弁護士は提携先の英国法
律事務所研修生家族ぐるみで付
き合っており、私も英国のシップ
ファイナンスの弁護士と20年近く
付き合いしているため、円滑に意
思疎通を行うことができる」

(聞き手：深澤義仁)

英大手事務所と船舶金融で提携



■マックス法律事務所、英国法の契約作成支援

海事分野を専門とするマックス
法律事務所(東京・六本木)は英国
のステイーヴンソン・ハーウッド
法律事務所とシップファイナンス
分野を対象に業務提携し、今月か
ら提携に基づくサービスを開始し
た。国内船主の海外進出など日本
の海事クラスターの国際化の進展
によって、日本の金融機関や船主
が英国法に準拠したシップファイ
ナンスに接する機会が増えている。
日英の法律事務所が提携するこ
とで、日本の金融機関、船主など
が日本の海事専門弁護士のサポ
ートのもとで英国弁護士による最
先端のサービスを受けられるよう
になる。

マックス法律事務所は今回の提携
に基づき、英国法に基づくローン
契約や担保契約の作成、交渉段階
に応じた銀行への法的アドバイス、
銀行のための意見書の作成などの
サービスを提供する。シンジケー

トローンやメザニンファイナンス
などの複雑な案件にも対応する。

実際の契約書の作成と交渉は基
本的にステイーヴンソン・ハーウ
ッドが担当し、マックス法律事務
所も必要に応じて契約書の作成や
交渉に参加する。マックス法律事
務所が参画することで効率的な指
示を行うことができ、その結果コ
スト削減にもつながる。

ステイーヴンソン・ハーウッドは
シップファイナンスの分野で世界
最大手の法律事務所。ロンドンを本
拠地にシンガポール、香港、ギリ
シャなど世界9カ所に支店を置く。

マックス法律事務所シップファ
イナンス部門の秋葉理恵弁護士は
「当事務所が加わった今回のプロ
ジェクトによって、日本の金融機
関に英国法による船舶融資契約を
より安全にわかりやすく、かつ廉
価で提供できるようになった。今
回のプロジェクトによって、船舶金

融の先進国である英国の船舶融資
をできるだけ多くの金融機関に伝
えていきたい」と語った。

マックス法律事務所とステイー
ヴンソン・ハーウッドは、今回の
業務提携の概要を説明するセミ
ナーと懇親会を9月4日に東京都内
で開催し、英国法に基づく契約の
標準フォーム(LMAローン・アグ
リメント)などを解説する。また、
愛媛県今治市で11月26日に地
方銀行などが対象の懇親会を開
催する。

東京セミナーの開催概要は次の
とおり。

▷日時=2014年9月4日(木) セミ
ナー14時~17時30分 懇親会17時30
分~19時30分

▷場所=東京千代田区大手町1-
5-1 大手町ファーストスクエアカ
ンファレンス イーストタワー2階
Room D

▷参加費=無料 ※同時通訳付き